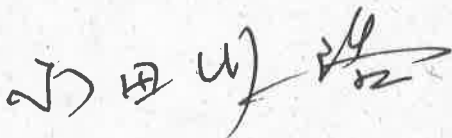




行政組織の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第 7 号

行政組織の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(つくばみらい市部設置条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市部設置条例（平成18年つくばみらい市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

キ 情報化政策に関すること。

第2条第2号中エを削り、オをエとし、カからコまでをオからケまでとする。

(つくばみらい市開発審議会条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市開発審議会条例（平成18年つくばみらい市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第8条中「都市建設部開発指導課」を「都市建設部住まい・開発政策課」に改める。

(つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例（平成22年つくばみらい市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第6項中「開発指導課」を「都市建設部住まい・開発政策課」に改める。

(つくばみらい市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第4条 つくばみらい市子ども・子育て会議条例（平成25年つくばみらい市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保健福祉部こども課」を「保健福祉部こども局みらいこども課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。